

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

8問 なぜ、虚偽の自白が発生すると考えるか、その原因について、法務大臣に問う。

- 虚偽の自白がされる原因是、事案ごとに様々であり、一概にお答えすることは困難である。
- その上で、過去に検察当局による個別事件の検証を通じて把握された取調べにおける問題点としては、例えば、
 - 取調べを行った警察官や検察官が誘導的な聴取を行ったとかがわざること
 - 被疑者の性格等によっては、犯人でないのに、想像により、自ら経験したことであるかのように供述してしまう場合があり得ることへの配慮が足りなかつたこと
 - 取調べを行った検察官において、警察での供述内容を否定しても差し支えないことを十分に理解してもらう配慮を怠つたこと
 - 取調べにおいて、細心の注意を払い、様々な角度から問い合わせを発するなどして慎重に心証を形成する必要があったにもかかわらず、これが不十分



だったこと
などが挙げられているものと承知している。

- 検察当局においては、これまでに把握された問題点を共有するとともに、「検察の理念」にもあるとおり、

- ・ 被疑者の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、多角的に評価を行うこと
 - ・ 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努めること

などを通じ、事案の真相の解明に努めているものと承知している。】

(参考1) いわゆる氷見事件及び足利事件の検証結果 (抜粋)

○氷見事件

「既に指摘した客観証拠のせい弱性にかんがみるならば、A氏の自白の信用性については慎重に検討する必要があった。したがって、A氏の取調べに際しては、細心の注意を払い、様々な角度から問い合わせを発するなどして、慎重に心証を形成する必要があった。検察官は、最初に逮捕した第2事件について、A氏をいったん処分保留で釈放していることから、

自白の信用性について一応慎重に検討したことが窺われるが、最終的にはA氏を各事件で公判請求しており、A氏が自白していることに過度に依拠したうらみがある。」

「A氏に対して相当程度誘導的な取調べがなされていた可能性があったところ、検察官において、その点に十分留意したとはいえない。また、検察官によるA氏の取調べにおいても、A氏が積極的に犯行状況について供述するのではなく、検察官がA氏を誘導することにより供述を得ていたことが窺われる。」

○足利事件（注：原文は元被告人の氏名が実名で記載）

「主任検事は、警察の内偵捜査によりB氏の性格等に関する情報を把握していたのであるから、B氏の取調べに当たつては、既に警察で供述している内容を否定しても全く差し支えないことを十分に理解してもらった上で、B氏が自らの記憶をたどって自らの言葉で供述するところを十分な時間かけて聴取した上で、警察で得られている自白についてその信用性を慎重に吟味・検討すべきであった。」

「なお、主任検事は、自白に信用性があると判断した理由の一つとして、勾留の早い段階から弁護人が選任され接見が重ねられている中で、B氏が自白を維持していたことを重視していたとも思われるが、単に弁護人が選任され接見がなされていることに気を許すことなく、被疑者の性格等によっては、犯人ではないのに、犯人の気持ちになって想像し、具体的な事実関係さえも自ら現場に臨場して経験したことであ

るかのように供述してしまう被疑者があり得ることに思いを致し、これらに配慮した取調べを行うとともに、なされた自白の信用性等についても冷静かつ慎重に吟味・検討を尽くすべきであった。」

(参考2) 「検察の理念」 (抜粋)

- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [] 携帯 []】